

事前協議申出フローチャート

○対象となる太陽光発電施設

野立て式（第2条（1））かつ、発電出力10kw以上（第3条）の太陽光発電施設

< 申出人（事業者） >

① 「矢板市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱」に基づく事前協議申出
： 別記様式第1号、第2号、第3号、FIT法認定登録証の写し、計画図等（別表第1参照）を正副二部提出

↓

（矢板市）

② 審査： 関係各課への意見聴取

↓

（矢板市）

③ 指導： 通知書の交付

↓

< 申出人（事業者） >

④ 回答： 通知に記載された関係各課と必要な協議を行い、通知に対する回答を任意の書式で提出

↓

（矢板市）

⑤ 事前協議終了通知書の交付

↓

< 申出人（事業者） >

⑥ 着手届出書提出： 別記様式第5号

↓

< 申出人（事業者） >

⑦ 完了届出書提出： 別記様式第6号